

2023 年度

関西大学会計専門職大学院

入学試験問題（1 月募集）

[一般入試〔素養重視方式〕]

小 論 文

受験上の注意事項

1. 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開くことはできません。
2. 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
3. 問題は 7 ページまであります。
4. 試験時間は 90 分 です。
試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。
5. 机上には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないでください。
6. 時計のアラームは解除し、また、携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末・携帯型音楽プレイヤー等は必ず電源を切ってカバンにしまってください。
7. 不正行為を行った者は試験を無効とします。

入学試験日 2023 年 1 月 22 日（日）

小論文

問題

次の資料〔第 208 回国会 衆議院 財務金融委員会 第 12 号（令和 4 年 03 月 25 日）会議録（部分）〕を読んで以下の問いに答えなさい。

- （1） K 内閣が進める「新しい資本主義」は、従来の資本主義をどう変えていくことを目指していますか。企業が生み出す付加価値（利益）のステークホルダーへの分配の観点から説明しなさい。
- （2） K 委員によれば、「新しい資本主義実現会議」では、まず企業の財務分析等を始め、現状の問題点を見出し、「新しい資本主義」の政策根拠としています。現状の問題点を示唆する財務分析の結果を説明しなさい。
- （3） 「新しい資本主義」を実現するために、「税金」を使う方法があるとされますが、どのように税金を利用する方法が考えられますか。3 つ述べ、それぞれの問題点を簡潔に述べなさい。
- （4） K 委員の見解によれば、①最近企業が盛んに行っている「自社株買い」とは何ですか。②また、何のために行われていますか。さらに、③その弊害として K 委員が指摘している点を述べなさい。
- （5） 「新しい資本主義」の実現のために、スチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コードさらには ESG 投資等はどのように貢献する可能性がありますか。K 委員及び S 国務大臣の見解を踏まえて説明しなさい。

資料〔第208回国会 衆議院 財務金融委員会 第12号（令和4年03月25日）会議録（部分）〕（固有名詞は記号化するなど一部改作しています）

○委員（K君） KM党のKです。

今日も質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

今日は、財務大臣に、新しい資本主義ということについて御見解を伺っていきたく思っております。

K内閣が発足されまして、新しい資本主義ということを掲げておられます。よく中身はまだ分からないということでありまして、新しい資本主義とおっしゃるということは古い資本主義というのがあるという前提なんだろうけれども、資本主義の定義も定かではありませんので、よく分かりません。

もし、新自由主義的な傾向を強く帯びている株主資本主義のようなものが古い資本主義だ、こうお考えなのかもしれませんけれども、そんな単純なものではなくて、実は、アメリカで株主資本主義が強く出てきたのは一九八〇年代ぐらいのことでありまして、実は、第二次世界大戦前でも、今でもある会社は幾つかありますけれども、例えばジョンソン・アンド・ジョンソンというような会社は、社是として、実は株主が一位じゃないというようなことをおっしゃっていて、ステークホルダー、ほかにもありますよね、それはまず顧客である、そして従業員であると。実は、第二次世界大戦前のアメリカのブルーチップの大企業は、結構、従業員とか顧客を第一のステークホルダーだというふうに会社の中で定義をして、実は企業運営をされていました。それが本来のオーソドックスな資本主義だったんだろうと思います。

それが、たまたま戦後のある時期から、アメリカの方で、新自由主義を前提とした株主資本主義、これは当時、新しい資本主義だったんですね。それが新しい資本主義だったんです。もう一回、古い資本主義に戻ると。

ただ、お気持ちは分かります。株主資本主義の行き過ぎがいろいろ弊害が起きているということは分かりますので、私は決して反対ではありません。新しい、かぎ括弧つきの資本主義を目指されるということについては、一緒に考えていきたいと思っておりますが。

そこで、今、政府の方では、会議も開かれて、新しい資本主義実現本部もできておられます。その資料等を拝見しておりますと、例えば、具体的な政策として、例えばという例示ですけれども、中長期的視点からのステークホルダーの利益への配慮、あるいは社会的価値の提供というものにフォーカスしておられます。これは賃金や所得の引上げということにつながりますし、人材や無形資産の投資、あるいはフリーランスや非正規等の処遇改善が大事だというような問題意識を、内閣官房が作られている資料を拝見しますと出ております。

この辺について財務大臣はどのようにお考えなのか、御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣（S君） K先生御指摘のとおり、今、新しい資本主義実現会議において様々

な観点から議論が行われているところがございますが、その中でも、賃上げへの投資の強化、これが K 内閣においては新しい資本主義を実現する上において重要課題である、そのような位置づけがなされていると承知をいたしております。

その上で、政府として、まず、その重要課題であります賃上げに向けましては、あらゆる施策を総動員することとしておりまして、賃上げ税制の充実でありますとか、公定、公的価格の引上げでありますとか、最低賃金の見直しなど、企業が賃上げをしようと思えるような雰囲気醸成していかなければならないと思っております。

また、人への投資の抜本的な強化を後押しするために、三年間で四千億円の施策パッケージを創設をいたしまして、非正規雇用の方を含めまして、職業訓練と再就職支援を組み合わせ、労働移動やステップアップを支援していくほか、フリーランスの方々が安心して働ける環境の整備にも取り組むことといたしております。

こうした取組を通じて、これだけで実現するということではないと思っておりますけれども、新しい資本主義を実現して、国民一人一人が能力を発揮できるよう、政府が環境整備に取り組むことが重要なのではないか、そのように認識をいたしております。

○委員 (K 君) ありがとうございます。

新しい資本主義実現会議の議論を拝見しておりますと、まだ始まったばかりですけれども、企業の財務分析等から始めておられます。

これも、この委員会でも、ほかの委員の先生方からも御指摘があった数字でありますけれども、例えばこの二十年間、二〇〇〇年度から二〇二〇年度の二十年間で、大企業、これは資本金十億円以上ですけれども、経常利益は十八兆円ぐらい増えている、その内訳が凸凹するわけですけれども。例えば、現預金は四十二兆円増えています。配当は十七兆円増えました、これは五倍ぐらいになっているんですけれども。一方、人件費はほぼ横ばいでありまして。設備投資は、逆に、一兆円、五%程度の減少だということの中で、特に増えているのが内部留保、二十年間で大企業の内部留保は二倍近く増えていて、百五十兆円を超えるというような数字が会議の資料に出されたと承知しております。

実は、中小企業についても同様の傾向がありまして、現預金が四十兆円、設備投資は横ばい、人件費はむしろ十三兆円の減少になっています。内部留保はといいますと、中小企業全体で七十三兆円、これは資本金一千万から一億円未満という定義ですけれども、こういう姿になっているわけでありまして。

そうなりますと、結局、法人税減税がありましたけれども、人件費は増やさない、ひたすら配当を増やす。そして、特に株主が、大企業の場合、外国人株主が多いものですから、国富が外国に配当という形でどんどんどんどん流出をしている。さらに、設備投資もしない。ですから、産業競争力が著しく低下をしている。にもかかわらず、ひたすら現預金を含む内部留保が増えているということでありまして。

これに対して、いろいろな議論がありますけれども、何とかこの内部留保にためているお

金を流動化させて使ってもらったらどうか、これは企業経営者以外が言う話じゃないと私は思っていて、企業経営者の判断としてやっていることにもかかわらず、内部留保を使わせようみたいな議論があるのは少し私は違和感を感じるんですが、それでも、識者によっては、この内部留保を流動化させるべきであると。

一つの方法として、まさに内部留保課税、これは実際、韓国で事例がございます。韓国はやりました、内部留保課税。これは、結果、失敗しているんですけども、実際うまくいかなかったんですね。配当なんかを増やすことを止めるということで、韓国では、三年間の時限措置でしたけれども、投資と賃金増加額と配当の合計額が税引き後当期利益の八割に達しない部分について、一割の追加課税をする。つまり、投資を増やしたり賃金を増やしたりすると課税は少なくなるんですけども、ただ、問題は、配当を入れてしまっているものから、ある程度理念的にしようがないんですけども、結局、配当を増やすことで逃げられてしまっているというので、これは制度のつくり方かもしれません。

いずれにしても、内部留保というのは、経営者の方もいらっしゃいますけれども、法人税を払った後のお金なんですね。法人税をきちんと納税した後の、企業経営者の判断として残している内部留保に課税をして流動化させようという意見もありますけれども、これについての財務大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

○国務大臣（S君） 先生御指摘のとおり、このところ、高水準の企業収益を背景といたしまして、内部留保や配当が増加しているということでございます。

内部留保が当面使う当てのない現預金として保有される場合に、経済の好循環につながりにくいということございまして、経済成長を実現するためには、これを、ただため込むのではなくて、何とか、賃上げでありますとか設備投資に使っていただくということが大切なことではないかと思っております。

そして、その手法の一つといたしまして、この内部留保への課税について考えたらいいのではないかという御意見がいろいろあるということは承知をいたしているところでございますが、先ほどK先生から御紹介がございましたとおり、これは、一度払った税金のものにまた税金をかけるのではないか、いわゆる二重課税に当たるとの指摘があるわけございまして、こうしたことから慎重な検討が必要であると思っております。

先ほど申し上げましたけれども、企業が、内部留保をため込むだけため込んで、投資や賃金引上げ等に積極的に取り組まないということは問題であるわけでありまして、今般の税制改正におきましては、成長と分配の好循環の実現に向けまして、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、オープンイノベーション促進税制の拡充を行うというところにしたわけでございます。

何とかこの内部留保がこうした人への投資、賃上げ、また新たな成長への投資につながるよう、様々な施策を考えていかなければならないと思っております。

○委員（K君） ありがとうございます。内部留保については、私も同様に考えております。

さらに、内部留保といいますが、これは実は、貸方と借方で常に使っているお金もたくさんあるわけですし、まさにMアンドAの投資とかに使っているものもありますけれども、問題は現預金ですよね。現預金が多過ぎるのではないか、ある一定の現預金に課税をしてはどうかという議論もあるんですけれども、確かに大企業の現預金は四十兆円近く増えていますが、これも実は、総資産に占める現預金の比率はずっと七%前後で推移してきて、特別、比率が増えているわけでもないという事実もあります。

それから、中小企業も結構今現預金を持っていらっしゃるんですけれども、これも、経営者の側からすれば、キャッシュフローをある程度持つておかないと心配で経営もできませんよ。実際、個別名を出すわけにはいきませんけれども、ある程度今経営を維持している家電の会社と、海外の会社を買われたような会社は、やはりキャッシュフローの問題もあったんですね。ですから、経営者として、キャッシュフロー、内部留保として現預金を積んでおきたい。

実際、中小企業と合わせた二百兆円ぐらいの現預金は、実は売上げの大体一・七か月分ぐらいなんです。二か月切るぐらいです。これは、平均していくと、企業の運転資金として二か月分ぐらいのキャッシュフローを持つというのは、そんなにため込んでいるというわけでもないと思います。企業によって違います。これが五割のところもあるから問題なんですけれども、なかなか現預金に課税するというのも問題なんだろうと思います。

一方で、これは海外でもいろいろな提案があるんですけれども、自社株買いというのが、これは物すごい金額になっています。自社株を買うことによって株価が上がる、株価が上がることによって経営陣の報酬も上がるということでありまして、株主はもちろん喜ぶわけなんですけれども、この自社株買いに対して、これのやり過ぎはどうかというような議論があります。

実際、アメリカでは、上院の財政委員長がW議員なんかが主張されていますし、上院の銀行委員長がB議員も主張されています。例えば、企業の自社株買いに二%の税金を課す案、これがアメリカの上院では議論をされようとしているわけでありましてけれども、この点、株主配当の還元の行き過ぎへの歯止めとか自社株買いの制限などについては、財務大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣（S君） 企業が成長の果実をどのように還元したり再投資していくかということにつきましては、これは、基本的には、各企業において、その置かれた状況に基づき経営判断をすべき事柄であると思います。

御指摘の提案のような制限につきましては、企業の柔軟な対応の余地を狭めるとの指摘もあるということをご承知をしております。

その上で、企業の利益につきましては、株主への配当、配分だけではなくて、持続的な成長のために新事業等に再投資すること、長期的な視点で賃金など従業員等へ人材投資をし

ていくこと、これが重要なことではないかと考えております。

○委員（K君） それで、今いろいろ税金を使った施策の議論をさせていただきましたけれども、税金というのは、当たり前ですけれども、罰金ではありません。罰金ではありません。何かよくないことを止めるために税金をかけるという発想は、これはおかしいんです、それなら罰金でやればいいので。税金は罰金ではありません。担税力、まあ、いろいろな定義がありますが、基本的には、担税力があるから、そこに税金を払っていただける能力があるからということなんですね。ただ、これも一度決めるとなかなか変わらないものですから。

昔、戦後、自動車に乗る人は、これは個人で乗ろうとビジネスで乗ろうと、自動車を持っている人はゆとりがあるんですよ、だから、自動車関係から、担税力があるから税金をいただきますと。もちろん、それでガソリンとか軽油も使われますよね、これを使う以上、それが買える担税力がありますよねと。さらに、ガソリンや軽油で、道路で走られるので道路が傷みますよね、したがって、ガソリンや軽油の税金をいただいて、担税力があるところからいただいて、道路の整備に使いますと。こういうような発想で最初はいくんですけども、自動車がぜいたく品ではなくなって、先生方の地元の地方へ行けば、私の和歌山でもそうです、一人に一台ですよ、軽自動車ですけども。公共交通機関がないわけですから、誰もが使う。それでも制度を変えない。こちらの方が問題なんですね。

もう一度言いますけれども、税金は罰金ではありません。むしろ、今財務大臣がおっしゃったように、賃上げをしていく、いろいろな投資を促していく。これは逆に、北風と太陽じゃありませんけれども、租税特別措置、これもまあ見直しが必要ですけども、優遇して、そちらの方向に誘導するというのもあるかもしれません。ただ、これも、前回ここで言いましたように、実はそれほど政策誘導効果があるのかということについては、なかなか難しいところがあります。

私、途中でTで勤務しておりましたけれども、Tは、税制優遇措置があるからといって企業行動を変えたことは一度もないというのを聞いて、のけぞりました。私は何で主税局で働いていたんだろうかと。結果、たまたま、企業行動の後、減税措置がついてくるみたいな話でありましたけれども。

そうではなくて、これは金融担当大臣としてのS大臣にお聞きしたいんですけども、太陽というか政策誘導するのに、例えば、人的資本向上に向けての教育、生産性の向上に結びつく投資を奨励するために、スチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コード、さらにはESG投資等によるマーケットからのプレッシャーをかけながら、そちらの方に誘導していくというようなことを金融御当局としてお考えいただけないでしょうか。

○国務大臣（S君） K先生が御指摘のとおり、企業が賃上げや設備投資を行いたくなるような環境を整備するということは大切なことなんだと思います。

そして、御指摘のスチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードについ

てでございますが、近年においては、中長期的に企業価値を高める源泉といたしまして人材投資の重要性が増しており、また、企業のサステナビリティの観点からも、人的資本は企業経営の中心的な課題の一つになっている、そのように認識をいたしております。

また、いわゆるESG投資というのもございますが、ここにおきましても、企業の持続的成長の観点から、企業が社員等とどのように向き合っているかといった点は重要な要素になると考えております。

こうした動向を踏まえまして、金融庁といたしましても、スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードの改定を行いまして、投資家は企業と対話を行う際にサステナビリティを考慮すべきことや、企業は、人的資本への投資を含むサステナビリティに関する取組について基本的な方針を策定するとともに、具体的に情報開示すべきことなどの規定を盛り込んできました。

御指摘のように、資本市場における投資家と企業の建設的な対話を通じて人的資本への投資を促していくことは、ますます重要になっていると思います。

このように、引き続き、コーポレートガバナンスの改革の定着に努めまして、企業が賃上げや設備投資を行いやすい、行いたくなるような、そういう環境整備に努めてまいりたいと思います。

○委員（K君） 全くそのとおりだと思いますし、最後に、質問の時間がなくなりましたので、問題提起だけをして終わりたいと思いますが、まさに賃上げを通じた分配というのは、これをコストと見るのではない、企業のコストではないんだ、価値創造の基盤になる投資なんだというふうに考える。そのために、投資の価値、人材投資の価値を、企業開示の中で、これを非財務情報のものとして可視化し、見える化するということを是非進めていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。